

平成25年度第1回
泉大津市都市計画審議会

議事録

平成25年11月8日(金)

午前10時

泉大津市役所3階大会議室

平成25年度第1回泉大津市都市計画審議会議事録

平成25年11月8日(金)
於：泉大津市役所3階大会議室

議題

【審議案件】

議案第1号「南部大阪都市計画下水道の変更」について

議案第2号「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」について

議案第3号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について

【報告案件】

報告第1号「南部大阪都市計画下水道の変更」について

出席委員

阿部委員	澤田委員	久委員	北島委員
中谷委員	南出委員	清水委員	貫野委員
池辺委員	藤原委員	三宅委員	

欠席委員

松村委員	森委員	徳富委員	岡村委員
------	-----	------	------

事務局

市長	伊藤 晴彦
都市政策部長	森口 勝巳
都市政策部次長	谷 誠次
都市政策部参事兼環境課長	本庄 正
まちづくり政策課長	藤原 一樹
まちづくり政策課長補佐	関根 慎吾
まちづくり政策課係長	八木 勇司
まちづくり政策課総括主査	有澤 久喜
下水道課長	貴志 泰章
下水道課長補佐	岸本 善武
環境課参事	梅本 敬史
環境課係長	阪口 憲一
環境課係員	寺田 和夫
環境課係員	西塚 誠

傍聴者 0名

(開 会)

●事務局（都市政策部次長）

おはようございます。大変、永らくお待たせ致しました。

ただ今より、平成25年度第1回泉大津市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、公私何かとお忙しい中、ご出席賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。私、本日の進行を務めさせていただきます都市政策部次長の谷でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。まず、委員名簿、配席表をお配りしております。また、議事資料としましてパワーポイント資料をお配りしております。

本日の次第、議案書につきましては、事前にお配りをしておりますが、もしお持ちでない方がおられましたら、お申しつけください。

なお、本日は、現委員数15名の方々のうち11名の委員のご出席をいただいておりますので、本市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、開催にあたりまして伊藤市長よりご挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

(市長挨拶)

●市長

皆様、おはようございます。

泉大津市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員各位皆様方におかれましては、公私ご多忙中のところ、ご出席賜りまして本当にありがとうございます。また平素は、本市 都市政策行政の推進につきまして、格別のご指導、ご協力を賜りまして心より感謝申し上げます次第でございます。

暦の上では、深秋というのですか、秋も深まってまいりましたが、朝夕少し肌寒くなってきましたけれども、まだまだ温暖化といえますか、なかなか。つい先だってもやっと新聞に紅葉の便りといえますか、京都の曼殊院、詩仙堂、実相院、高雄の紅葉も色付き始めた位だと思われます。泉大津市内におきましては、先週ぐらいから各文化祭の催物、また「泉大津未来ビジョン」が開催され、先週の毛布・ニットの謝恩セールでは、カシミヤの毛布が市価の6分の1位で、私もずっとまわらせていただいたのですけれども、良質の毛布やニットを手に入れるチャンスじゃないかと思っております。全国的には、先月は、本当に例年になく台風もすごく多く、18号では大津川が危険水位まで達して、避難の発令をしななければならないかと冷や冷やしておりましたが、お陰さまで、あと1時間も雨が続けてあの調子で降れば駄目だったんじゃないかと胸を撫で下ろした次第でございます。台風や地震などの自然災害に対しましても、

これまで以上に 地域住民の安全・安心の確保を図る必要があると考えております。いわゆる災害に強いまちづくりを進めるためにも、本審議会の委員皆様方には、これまで以上にご指導、ご協力をお願いしたいと思っております。

さて、本日、皆様方にお諮りいたします案件は、3点ございます。

1点目の「南部大阪都市計画下水道の変更について」につきましては、報告案件となっております府決定分と関連する内容となっております。これが1点目でございます。

2点目は、「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」でございます。

3点目が、「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

具体的な内容につきましては、のちほど事務局よりくわしく説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今後の都市政策行政につきまして、本審議会での皆様方の貴重なご意見を参考にさせていただいて、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。本日は、本当によろしくお願いいたします。

(委員の紹介)

●事務局（都市政策部次長）

ありがとうございました。

本日は、平成25年度第1回の都市計画審議会でございますので、委員の皆様方を私の方からご紹介させていただきます。なお、ご紹介は、各号の委員順で、順不同とさせていただきますので、あらかじめご了解よろしく願います。

それでは、一号委員、学識経験を有する者として、正面向かって右側より、元大阪薬科大学准教授で、現在、株式会社 NPC コーポレーション大学問題研究所 所長であり本市都市計画審議会 会長であります阿部 功 様でございます。

続きまして、泉大津商工会議所会頭であり本市都市計画審議会 副会長であります澤田 隆生 様でございます。

続きまして、近畿大学教授の久 隆浩 様でございます。

続きまして、泉大津市農業委員会会長の北島 政夫 様でございます。

次に二号委員は、市議会議員でございます。正面向かって左側から泉大津市 市議会 議長の中谷 昭 様でございます。

続きまして、泉大津市市議会副議長の南出 賢一 様でございます。

続きまして、泉大津市市議会都市政策常任委員会 委員長の清水 勝 様でございます。

続きまして、泉大津市市議会都市政策常任委員会 副委員長 貫野 幸治郎 様でございます。

続きまして泉大津市市議会議員 池辺 貢三 様でございます。

次に、三号委員は、関係行政機関の職員でございます。正面向かって右側に移り、泉大津市 教育委員会 委員長の藤原 洋子 様でございます。

次に、四号委員は、関係団体の代表でございます。正面向かって左側に移りまして、フォーラム実行委員会「輪をひろげる会」副代表の三宅 幾子 様でございます。

なお、松村委員、徳富委員、森委員、岡村委員 様につきましては、本日、所用のためご欠席でございます。以上で委員様のご紹介を終わらせていただきます。それでは、阿部会長にこれからの議事進行をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いたします。

(議案第1号「南部大阪都市計画下水道の変更」及び報告第1号「南部大阪都市計画下水道の変更」)

●阿部会長

では、平成25年度第1回目の泉大津市都市計画審議会でございます。

引き続き会長にかかわらせていただいて、議事進行をつとめたいと思います。では、ただ今より案件審議に移りたいと存じます。

議案第1号「南部大阪都市計画下水道の変更について」、及び報告第1号の「南部大阪都市計画下水道の変更について」、これらは関連した案件となっておりますので、一括して、ご説明いただき皆様のご意見を伺いたいと思います。では事務局から早速ご報告お願いたします。

●事務局（下水道課長）

第1号の議案についての説明をさせていただきます。下水道課長の貴志でございます。

それでは、早速でございますが、議案第1号及び報告第1号「南部大阪都市計画下水道の変更について」市決定及び府決定案件を併せてご説明申し上げます。説明は、前のスライドを用いて行いますので、お手元の議案書と併せてご覧ください。

議案書の6ページ新旧対照表をご覧ください。

大阪府決定案件につきましては、泉大津市・和泉市・高石市で構成しております泉北環境整備施設組合で下水道事業をしておりました本市助松地区及び和泉市、高石市の一部地区において、これまで高石処理場を終末処理場とする単独公共下水道でありましたが、上位計画である大阪湾流域別下水道整備総合計画に基づき、流域関連公共下水道に統合することから、泉北環境整備施設組合としての都市計画区域を廃止するものであります。

議案書の3ページ新旧対照表をご覧ください。

この泉北環境整備施設組合としての都市計画区域廃止に伴い、本市におきましては助松地区を泉大津市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道に追加し区域拡大するものがあります。

これにより本市排水区域は、34haを区域追加し、1,316haに変更するものであります。

なお、本案件につきまして都市計画法第17条の縦覧に際しての意見書の提出は、市決定及び府決定ともにございませんでした。

以上、誠に簡単でございますが、議案第1号及び報告第1号「南部大阪都市計画下水道の変更について」の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●阿部会長

はい、ありがとうございます。ただいま議案第1号並びに報告第1号についてご説明がございました。委員の皆様、ご意見ございませんでしょうか。

●全員

意見なし。

●阿部会長

異議なしと言うお言葉をいただきましたので、原案どおり議案第1号につきまして承認することに異議はございませんか。

●全員

異議なし。

●阿部会長

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、議案第1号につきましては、原案どおり承認させていただきます。

(議案第2号「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」)

●阿部会長

続きまして、議案第2号の「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議案の内容を事務局からご説明いただきます。

●事務局（まちづくり政策課長）

まちづくり政策課長の藤原でございます。

それでは、早速でございますが、議案第2号「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」につきましてご説明させていただきます。説明は、前のスライドを用いて行いますので、お手元の議案書と併せて、ご覧ください。

なお、本案件につきましては、昨年11月に開催いたしました本審議会においても、方針等について、ご報告させていただいたものでございます。内容につきましても昨年11月から変更はないものでございます。

まずは、防火地域及び準防火地域についての法に基づく位置づけについてご説明させていただきます。

防火地域及び準防火地域は、都市計画法第9条において定められている地域地区のひとつであり「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」と規定されております。指定されますと、地域内に建築物を建築、増築する際には、建築物の外壁、軒裏の材料や窓などの開口部の仕様などに対し、一定の防火性能を持たせる必要が生じます。

次に、今回、都市計画変更を行う目的についてでございますが、今後、高い確率で発生することが、予測されております東南海、南海地震、また、上町断層による直下型地震等の大規模地震による被害を軽減する取組みの一つとしまして、準防火地域を拡大し、建築物の火災に対する安全性を高め、災害に強いまちづくりを行おうとするものでございます。

大規模地震による被害といたしましては、写真のように、津波、建物倒壊のほかにも大規模火災というものがございます。このような大規模火災が発生する要因といたしましては、木造建築物が多いことや道路の幅が狭いことが挙げられ、このような地域では、急激に大規模火災が増加すると言われております。

そこで本市の、木造率と狭い道路の割合についてでございますが、画面の図につきましては、平成25年度の基礎調査資料より算出した各町単位の木造建築物の割合をあらわしたものでございます。ほとんどの地域で70%を超え、市内全域でも73%と、市域全域において木造建築物の多い地域となっていることがわかります。

次にこちらの図は、狭い道路の割合といたしまして、各町単位の道路総延長に対する「4m未満道路」の割合を表しております。こちらも多い地域では、50%を超えており、市内全域でも20%以上の道路が4m未満であることがわかります。

このように本市は、木造建築物の割合が高く、また、狭い道路もまだ、多く残っている状態であり、大規模火災が発生しやすい地域となっていることがわかります。そこで、このような大規模火災に備え、その対策を講じる必要があると考えているわけでございます。

それでは、「防火地域・準防火地域」の内容について、改めて、ご説明させていただきます。

できます。

防火地域とは、建築物を固く燃えにくい構造とすることにより建築物自体の火災延焼を防止することを目的としており多くの人が集まるような建築物が集積する駅周辺の商業地域等において指定されています。

準防火地域とは、一定規模以上の建築物を耐火・準耐火建築物や防火構造とすることにより火災の延焼速度の遅延を図ることを目的としており、防火地域周辺などの商業、業務系の建築物が建ち並ぶ地域に指定されています。

今回は、この準防火地域の指定拡大を行うことにより、住宅市街地における個々の建築物の防火性能を向上させ、まち全体の防災性のレベルアップを図ろうというものでございます。

では、現在の指定状況でございますが、防火地域は、泉大津駅、松ノ浜駅のそれぞれ再開発を行った地域、約3.9ha。準防火地域は、泉大津駅西側の商業地域系用途地域の部分、約15haとなっております。

次に「準防火地域の指定拡大」の考え方についてご説明させていただきます。平成23年3月に、本市都市計画の上位計画となります「南部大阪都市計画区域マスタープラン」が改定され、市街化区域内の建ぺい率60%以上の地域については、火災時の延焼確率が高くなるということから、原則として準防火地域の指定を促進し、市街地火災の延焼防止、遅延を図るものとされました。また、前段において、ご説明させていただきました木造建築物の割合や狭わい道路の割合なども踏まえまして、本市としては、市民の生命を守る観点から、原則、住宅市街地として利用の多い地域のうち、建ぺい率60%以上の地域において「準防火地域の指定拡大」を行うというものでございます。

具体的には、図に示しておりますとおり、府道大阪臨海線より東側の建ぺい率60%以上の地域となります。なお、工業地域につきましては、工場などに対し消防法等の他法令により、別途、防火対策が講じられているため、対象地域とはしておりません。

ここで、議案書11ページの新旧対照表の内容でございますが、指定後の面積は、防火地域が、約3.9ha、準防火地域が現在の約15haから約825haとなります。

今後の予定といたしましては、本日、本件をご承認いただきますと、約6か月間の周知期間を設け、平成26年6月1日の施行を考えております。

また、周知の方法といたしましては、市広報誌、市ホームページとともに市民、事業者向けにリーフレットを作成し周知活動を行っていく予定でございます。

なお、本案件につきましては、本年8月に説明会及びパブリックコメントを実施いたしましたところ、説明会への出席者はなく、パブリックコメントについても意見はございませんでした。また、10月に実施しました都市計画法第17条の縦覧に際し

での意見書の提出も、ございませんでした。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」の説明を終わらせて頂きます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●阿部会長

はい、ありがとうございます。議案第2号について今ご説明がございました。如何でしょうか。ご質問等あれば。

●全員

意見なし。

●阿部会長

特にご質問・ご意見はないようでございますので、皆様にお諮りいたします。

議案第2号の「南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、原案どおり承認する事にご異議ございませんか。

●全員

異議なし。

●阿部会長

ありがとうございます。では、原案どおり承認させていただきます。

(議案第3号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」)

●阿部会長

続きまして、議案第3号の「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局からご説明願います。

●事務局（都市整備部参事兼環境課長）

環境課長の本庄でございます。

ただいま議題となりました、議案第3号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明いたします。前のスライドでご説明いたしますので、お手元の議案書と併せて、ご覧願います。

まず、議案書の説明に入る前に、生産緑地制度につきまして、簡単にご説明させていただきます。

大都市地域では、住宅・宅地供給の必要性から、市街化区域内農地の積極的な活用が

求められています。そのような中で、農地等の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、災害の防止や都市環境に役立つ農地等を、計画的に保全し良好な都市機能の形成を図るための都市計画制度でございます。

それでは議案書の14ページを、ご覧願います。今回、変更しようとする地区の内訳でございますが、備考欄に記載しておりますように、廃止地区1件、区域変更3件の計4件でございます。なお、追加地区は、ございません。

議案書の15ページをご覧ください。今回は、廃止地区がございますので、本市の生産緑地の地区数は、187地区となり、面積につきましては、約0.40ha減少し、約31.76haとなります。

それでは、それぞれの地区につきまして個別にご説明させていただきます。議案書の16ページを、ご覧願います。まず、「板原町四丁目5」地区でございますが、地区指定の一部を廃止し、区域変更を行うものでございます。

次に、「板原町五丁目2」地区につきましては、地区指定の廃止を行うものでございます。

次に、17ページ、「虫取町二丁目5」地区につきましては、地区指定の一部を廃止し、区域変更を行うものでございます。

次に、18ページ、「我孫子一丁目2」地区につきましても、地区指定の一部を廃止し、区域変更を行うものでございます。

変更理由につきましては、4地区とも同様でございます。主たる従事者の故障により農業の継続が困難であるという理由から、生産緑地法第10条の規定による買取り申出後、同法第14条の規定する行為の制限解除により、地区指定の廃止または一部を廃止するものでございます。

今回の変更により、最初に、ご説明申し上げましたように、本市の生産緑地の地区数は187地区、面積が約0.40ha減少し、約31.76haになります。

なお、本案件についての、都市計画法第17条の縦覧に際しての意見書の提出は、ございませんでした。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●阿部会長

はい、ありがとうございます。ただ今議案第3号についてご説明いただきましたが、この件に、ご質問等々ございませんか。

●全員

意見なし。

●阿部会長

ご質問ございませんか。ではないようでございますので、お諮りいたします。

議案第3号の「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、原案どおりご承認いただく事にご異議ございませんか。

●全員

異議なし。

●阿部会長

ありがとうございます。ご異議がないようでしたので、議案第3号については、原案どおり承認いたします。

以上をもちまして、本日の案件は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成25年度 第1回泉大津市都市計画審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。